

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更が認可された。

令和七年三月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画道路事業三・四・二〇三号佐方線及び三・四・二〇二号広島宮島線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県廿日市市桜尾本町一一番二号

四 事業地の所在

収用の部分

広島県廿日市市桜尾本町、大東、城内一丁目、桜尾三丁目及び佐方字城内地内

使用の部分

変更なし